

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公2	地域の活性化及び地域の健全な発展に資する事業の支援	5.8%

[1] 事業の概要について(注1)

(1) 趣旨(目的)・まとめた理由

行政、NPO法人、学会等による中部広域圏の産業活性化及び地域整備に資する活動を支援することにより、地域社会に貢献することを目指す。

(2) 事業

ア. 企業&NPO協働アイデアコンテスト

2015年度の第10回開催をもってコンテストは終了しているが、当年度は過去の受賞アイデアについて、企業との協働が実現した団体に対し追加助成を実施した。

イ. 第1回中部まちづくりパートナーシップ大賞 (2016年11月16日)【参加者41名】

本事業は、NPOを中心としたまちづくりに資する優れた協働活動事例を発掘し表彰することにより、協働による活動の有効性、価値、重要性を社会にアピールし、協働活動の推進に寄与することを目的としている。最終審査では、応募総数28事業の中から予備審査を通過した5事業についてプレゼンテーションが行われ、審査員による厳正な審査が行われた。

ウ. その他支援事業(支援事業)

地域振興セミナーの開催

中部広域9県の自治体の産業振興・地域整備に関わる中堅職員との情報共有と相互研鑽の場を提供することを目的に、当年度は「観光(インバウンド・DMOなど)」をテーマに専任教官を迎え2回開催した。

(3) 財源等

賛助会費、支援事業に係る収入(実費負担相当)、助成金、補助金、受託収入及び負担金を財源とする。

(4) 業務委託

上記イでは、中部まちづくりパートナーシップ大賞開催要項のNPO法人への周知や審査当日の会場設営・受付の運営業務について、当財団の主体的な計画・方針に沿った内容で業務委託を実施しており、業務遂行状況に対しても適宜モニタリングを行っている。

[2] 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第1項2号、3号、4号、6号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
14	本事業は、行政、NPO法人、学会等による中部広域圏の産業活性化及び整備に資する活動を支援することによって地域社会に貢献し、中部広域圏、更には我が国経済の健全な発展に寄与しようというものであり、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当すると考える。	
19	本事業は、公益な事業やプロジェクトを支援することにより地域社会に貢献することを目的としており、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。	
20	事業ア・イは、NPO法人等の健全な社会活動を支援するとともに、企業のCSR活動推進も支援するものであり、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当すると考える。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)

<p style="text-align: center;">チェックポイント事業区分</p> <p>(下欄 ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p style="text-align: center;">チェックポイントに該当する旨の説明</p> <p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようにどのように事業を行うのがわかるように記載してください。)</p>
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>事業ウ</p> <p>1. 定款に、中部広域圏、更には我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表している。</p> <p>2. 不特定多数の者が参加できるよう、ホームページ上で公表している。</p> <p>3. 専門的知識・技能等が必要なものについては、大学教授等、専門的な知識を有しているものがアドバイザーとして介在している。</p> <p>4. 日当程度の謝金及び交通費実費を支給している。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(6) 調査、資料収集</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>事業ウ</p> <p>1. 定款に、中部広域圏、更には我が国経済社会の発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表し、不特定多数の者を対象としている。</p> <p>2. 調査研究結果の公表にあたり受託先の了解を得られない場合を除き、得られた知見は、印刷物、シンポジウム、ホームページ等で、不特定多数の者が入手できるようにしている。</p> <p>3. 調査研究にあたっては、必要に応じて有識者等による研究会を立ち上げるか、若しくは複数の有識者の見解を得ることにより、適切な関与をさせていただいている。</p> <p>4. 外部委託は補助的な業務に限定しており、調査方針・実施計画の策定だけでなく、実施段階においても、当財団が実質的に決定・指示を行っており、いわゆる丸投げはない。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(14) 表彰、コンクール</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか。</p>	<p>事業ア・イ</p> <p>1. 不特定多数の者の応募が可能である。NPOとの協働が、企業がCSRを推進するための有効な手段の一つであることを、募集に際し明示するとともに、事業目的をホームページ上で公表している。</p> <p>2. 選考委員による事前審査を経て、最終審査は公開で実施され公平性・透明性を図っている。</p> <p>3. 選考委員には行政のNPO担当者、企業のCSR担当者などが加わり、適切な審査・コメントを行っている。</p> <p>4. 当財団のホームページ上で公表している。</p> <p>5. 求めているない。</p>

その他説明事項

表彰されたNPOのうち、企業との協働が成立したものに対して、実態を確認のうえ追加支援を実施している。

〔 3 〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注 3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

- 注 1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。
- 注 2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注 3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。